⑸　工期　契約締結の翌日から平成33年３月18日まで。

⑹　本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（技術提案評価型Ｓ型）の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するとともに、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査・評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る範囲は対象としない。

⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑽　本工事は、総合評価方式における技術提案の採否に関わる詳細な通知をする試行工事である。

⑾　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出（業務委託料がある場合は、業務委託料の内訳書も含む）を義務付ける工事である。ただし、業務委託料が概略発注方式となっている業務委託料の内訳書については提出する必要は無い。

⑿　本工事は、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンドの対象工事である。

⒀　本工事は、段階的選抜方式における一次審査に係る申請書（以下「申請書」という）及び段階的選抜方式における一次審査に係る確認資料（以下「確認資料」という）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点の合計と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む）以外の競争参加者による入札を無効とする段階的選抜方式の試行工事である。

⒁　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

⒂　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46－２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

⒃　本工事は、参考見積書を競争参加資格確認資料と併せて提出する適用工事である。

⒄　本工事は、週休２日の取り組みを推進するための試行工事である（詳細は入札説明書による）。

⒅　本工事は、男女別の環境改善型トイレ（「快適トイレ」という）の設置について、推進する工事である。

⒆　本工事は、契約数量の一部について、当初は率計上により積算し変更時に精算を行う概略発注方式の試行工事である。

⒇　本工事は、ワークライフバランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者であること。なお、特定ＪＶの構成員は最大３社とする。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち「一般土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における一般土木工事に係る一般競争参加資格認定の際に、客観的事項（共通事項）について算出した点数（経営事項評価点数）が、1,200点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては1,000点）以上であること。

⑸　単体有資格業者は、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①、④の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という）にあっては、構成員の１社以上が、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①、④の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

特定ＪＶを２社とする場合の代表者は、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員は、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる②の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。ただし、代表者、又は代表者以外の構成員のいずれかが④の施工実績を有していること。

特定ＪＶを３社とする場合の代表者は、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員のうち１社は、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる②の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員の残りの１社は、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。ただし、代表者、又は代表者以外の構成員のいずれかが④の施工実績を有していること。

以上の施工実績について、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

①　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、内空面積が75㎡以上かつ施工延長700ｍ以上の施工実績を有すること。

②　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること。

③　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事、矢板工法によるトンネル工事、又は地中掘削工（管路推進工で管径1,000㎜以上かつ延長100ｍ以上）の施工実績を有すること。

④　沖縄県赤土等流出防止条例に基づく赤土等流出防止対策、又はそれと同等以上の水質汚濁防止対策の施工実績を有すること。

なお、同等以上の水質汚濁防止対策とは、事業行為にともない降雨時に発生する赤土等の流出を防止するための発生源対策等があり、かつ濁水の排水基準（浮遊物質量200mg／Ｌ以下）が設定されている対策をいう。

ただし、上記の①、②、③、④は同一工事である必要はない。

当該実績が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く）のうち上記に示す実績にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　単体有資格業者及び経常ＪＶの構成員、特定ＪＶの代表者、特定ＪＶの代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。